日調連発第１６８号
平成２５年９月４日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

個人情報漏えいに対応する保険について（お知らせ）

当連合会が行う会務運営につきましては、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、昨今のインターネットの発展による不正アクセスや個人情報漏えい事故等により、企業が被る社会的責任や経済的損失等が報道される機会が増加傾向にあります。連合会においては、生年月日や住所等の個人情報に該当する事項を搭載した土地家屋調査士名簿を備えており、ウィルス対策ソフトの導入等の対策を講じているところですが、不正アクセス技術は巧妙になり、いつどのようなことが起きるか不透明な情勢であるため、万全を期すための個人情報漏えいに対応する保険の需要が高まっております。

一方、既に加入している専門事業者賠償責任保険においては、個人情報漏えいにより発生した損害は補償の対象外となっております。

以上を踏まえ、連合会では、個人情報が漏えいした場合に被ると予想される損害賠償や訴訟の弁護士費用等を補償する保険「個人情報プロテクター」に、客月１日付けで加入しましたのでお知らせします。

なお、同保険につきましては別添パンフレットのとおりですが、専門事業者賠償責任保険と異なり、連合会のみの加入となっておりますことを申し添えさせていただきます。

立ちどまらない保険。
三井住友海上
MS&AD INSURANCE GROUP

2010年4月1日以降保険始期契約用

個人情報プロテクター
Personal Data Protector



個人情報プロテクターの補償内容



貴社が管理する個人情報が、万一漏えいした場合の賠償損害リスク、費用損害リスクを幅広く補償します。

6つの特長

1 使用人等の故意も対象



一般に予防策を講じにくいとされている使用人等の犯罪リスクを基本補償でカバーします。なお、特約をセットすることにより補償の対象外とすることも可能です。

2 紙データ、お亡くなりになった方の情報、従業員等の情報の漏えいも対象



紙データ、お亡くなりになった方の情報、従業員等の情報（ただし、従業員等の情報については見舞金・見舞品費用は対象外となります。）の個人情報の漏えいもお支払いの対象となります。

3 見舞金・見舞品費用補償



損害賠償責任の有無にかかわらず支出した見舞金・見舞品費用を「プロテクト費用補償特約」にて補償します。（個人情報1件につき500円が限度となります。）

4 簡易リスク診断機能付帯



別途「個人情報管理チェックリスト」にご記入いただければ、個人情報におけるリスク対策度をレーダーチャートにてビジュアル表示した簡易リスク診断書をご提供いたします。

5 各種割引制度の充実

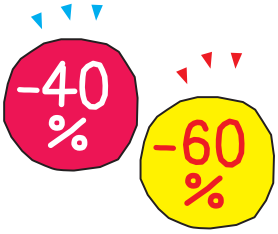

別途「割引確認シート」のご質問事項にご回答いただき、情報管理体制が良好であれば最大40%、プライバシーマーク※1・TRUSTe※2・BS7799※3・ISMS※4の認証取得がなされていれば最大30%、合算して最大60%の割引を適用することが可能です。

6 個人情報漏えいの発生時期は問いません！

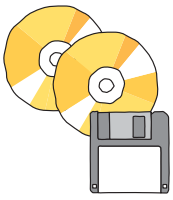

最初の保険契約の保険期間開始日より前に発生した個人情報の漏えいもお支払いの対象とします。ただし、最初の保険契約の保険期間開始日より前に漏えいの事実または漏えいのおそれが生じたことを知っていた（知っていたと合理的に推定される場合を含みます。）個人情報の漏えいは保険金のお支払対象になりません。

※1 （財）日本情報処理開発協会（JIPDEC - Japan Information Processing Development Corporation）が管理する個人情報取扱いに関する認定制度をいいます。
※2 米国の非営利団体の個人情報保護認定団体である「TRUSTe」が管理する認定制度をいいます。
※3 英国規格協会（BSI - British Standards Institution）が1995年に発行した情報セキュリティマネジメントシステムに関する英国規格をいいます。
※4 （財）日本情報処理開発協会（JIPDEC - Japan Information Processing Development Corporation）が運用する情報セキュリティマネジメントシステムに関する適合性評価制度をいいます。

保険金をお支払いする主な場合

1 賠償損害補償（個人情報プロテクター特約） 基本補償

基本リスク

被保険者（この保険契約において補償を受けられる方。「貴社および貴社の役員」となります。）の自らの業務遂行の過程における個人情報の管理または管理の委託に伴って発生した個人情報の漏えいに起因して、日本国内において保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用および求償権保全費用）に対して、保険金をお支払いします。

求償リスク

被保険者が他の事業者から受託した個人情報を漏えいさせ、委託元が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、委託元から日本国内において損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、委託元が自ら負担した各種費用に起因する損害は含まれません（プロテクト費用補償特約にてその一部を補償します。）。

2 費用損害補償（プロテクト費用補償特約） オプション補償

基本リスク

被保険者の業務遂行の過程における個人情報の管理または管理の委託に伴って発生した個人情報の漏えいによって、被保険者が当社への通知の翌日から180日間経過するまでに行ったブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置のために自ら支出した、下記の費用に対して保険金をお支払いします。

- ●法律相談費用
- ●コンサルティング費用
- ●見舞金・見舞品費用（個人情報1件につき500円限度。従業員等に対する見舞金・見舞品は除きます。）
- ●事故対応費用
- ●広告宣伝活動費用

ただし、個人情報の漏えいが次の（a）（b）の事由のいずれかによって客観的に明らかになった場合に限ります。
（a）貴社が行う公的機関に対する届出または報告等。ただし、文書による届出または報告に限ります。
（b）貴社が行う新聞、テレビ、雑誌、インターネットまたはこれらに準ずる媒体による会見、報道、発表、広告等。

求償リスク

被保険者が他の事業者から受託した個人情報を漏えいさせ、委託元がブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置を日本国内で行ったことにより発生した損害について、委託元から日本国内において損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。

3 賠償損害補償 ー ネットワーク危険補償（ネットワーク危険補償特約） オプション補償

日本国内におけるホームページの運営・管理や電子メールの送受信により発生した下記の事由により、被保険者に対して日本国内において損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が法律上の損害賠償請求を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

（1）次の①から③までのいずれかに該当する事由に起因する他人の業務の遂行の全部もしくは一部の休止または阻害
①コンピュータ・ウィルスもしくはコンピュータ・ワームの感染　②被保険者以外の者による不正アクセス
③被保険者または従業員等が電子メールで発信した電子情報の瑕疵（かし）

（2）次の①から③までのいずれかに該当する事由に起因する他人の電子情報の消失または損壊
①コンピュータ・ウィルスもしくはコンピュータ・ワームの感染　②被保険者以外の者による不正アクセス
③被保険者または従業員等が電子メールで発信した電子情報の瑕疵（かし）

（3）被保険者以外の者の人格権侵害（個人情報の漏えいに起因する人格権侵害は「賠償損害補償 基本補償 」で対象となります。）

対象となる個人情報漏えい

対象となる個人情報

個人に関する情報（被保険者が法人である場合、その役員に関する情報は含みません。）であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報をいいます。ただし日本国内に所在する、または所在した個人情報に限ります。
※お亡くなりになった方・従業員等の情報を含みます。

個人情報保管方法

電子データベース（サーバー、ファイル等）	紙ベース（紙のリスト、申込書、アンケート用紙等）	→	紙ベースの個人情報の漏えいも対象

想定される個人情報漏えいの原因

外部からの攻撃（不正アクセス、ウィルス等）	過失（セキュリティ設定ミス、廃棄ミス、単純ミス）	委託先（委託先での個人情報漏えい）	内部犯罪（従業員・派遣社員・アルバイト等）	→	すべての原因が対象

個人情報漏えいの時期

個人情報漏えいの発生時期は問いません。
最初の保険契約の保険期間開始日より前に発生した個人情報の漏えいもお支払いの対象とします。ただし、最初の保険契約の保険期間開始日より前に漏えいの事実または漏えいのおそれが生じたことを知っていた（知っていたと合理的に推定される場合を含みます。）個人情報の漏えいは保険金のお支払対象になりません。

お支払いする保険金

お支払いする保険金は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

損害	お支払いする保険金の種類	保険金のお支払額・支払限度額
賠償損害	（1）損害賠償金 法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。） （2）争訟費用 損害賠償に関する争訟について支出した争訟費用、弁護士費用等の費用 （3）求償権保全費用 発生した個人情報漏えいについて、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用	保険金のお支払額 （左記(1)～(3)の合計額） －（保険証券記載の賠償損害の免責金額） 保険金の支払限度額 保険証券記載の支払限度額を限度額とします。
費用損害 基本リスク	（4）法律相談費用 個人情報漏えいの対応のために、法律事務所または弁護士に対して支払う相談費用。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用は含まれません。 （5）事故対応費用 個人情報の漏えいの直接の結果として、または個人情報の漏えいの影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実に被る損害で、次のいずれかに該当する費用 ①電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成および封筒代を含みます。） ②通信業務のコールセンター会社への委託費用 ③事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ④事故対応により生じる出張費および宿泊費 ⑤事故原因調査費用 ⑥他人に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用 （6）広告宣伝活動費用 個人情報の漏えいに起因するブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動※1に要した費用 （7）コンサルティング費用 個人情報の漏えいの事実等についての確認もしくは調査を行うため、または個人情報の回収もしくは広告宣伝活動の方法を策定するために、第三者のコンサルタントを起用した場合の費用。ただし、当社があらかじめ承認したものに限ります。 （8）見舞金・見舞品費用 個人情報の漏えいにより個人情報を漏えいされた本人※2に対して、謝罪のために支払う見舞金、送付する見舞品※3にかかる費用。ただし、個人情報1件※4あたり500円を限度とし、当社があらかじめ承認したものに限ります。	保険金のお支払額 〔（左記（4）～（8）の合計額） －10万円〕×90% 保険金の支払限度額 賠償損害および費用損害（求償リスク）の支払限度額の別枠で、保険証券記載の費用損害の支払限度額を限度とします。 ※1 個人情報の漏えいが生じたことに対する謝罪を表明するための社告または個人情報の漏えいの再発防止策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告に限ります。 ※2 顧客の立場にない使用人等は除きます。本人が死亡している場合には家族とします。 ※3 記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等や記名被保険者のみに提供可能なサービス、商品等は除きます。 ※4 本人と家族の個人情報をまとめて1単位として構成されている場合は、1件とみなします。
求償リスク	被保険者が他の事業者から個人情報の管理の委託を受け、その受託した個人情報を漏えいさせ、委託元がブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置を日本国内で行ったことにより発生した損害について、委託元から日本国内において損害賠償請求がなされ、法律上の損害賠償責任に基づいて被保険者が委託元に支払う損害賠償金	保険金のお支払額 （左記の金額）－（保険証券記載の賠償損害の免責金額） 保険金の支払限度額 賠償損害および費用損害（基本リスク）の支払限度額と別枠で、費用損害（基本リスク）と同額がお支払いする限度となります。

※損害賠償金のお支払いは、事前に当社の承認が必要となりますので、必ず当社までお問い合わせください。

保険料例

業種	年間売上高	賠償損害支払限度額	プロテクト費用補償特約支払限度額	賠償損害保険料	プロテクト費用補償特約保険料	合計保険料
建設業	100億円	1億円	1,000万円	約11万円	約7万円	約18万円
アパレルメーカー	100億円	2億円	3,000万円	約13万円	約16万円	約29万円
ソフトウェア業	30億円	3億円	3,000万円	約33万円	約43万円	約76万円
運送業	100億円	1億円	1,000万円	約34万円	約22万円	約56万円
百貨店	500億円	3億円	2,000万円	約59万円	約51万円	約110万円
不動産管理業	10億円	1億円	3,000万円	約11万円	約16万円	約27万円
飲食店	10億円	1億円	2,000万円	約8万円	約9万円	約17万円

個人情報の漏えい事例

業種	流出規模	内容
製造業	顧客データ 7万5千件	同社サンプル商品の申込受付業務を請け負ったマーケティング代行会社から同社顧客名簿が名簿業者に流出。名簿業者には、同社以外にこの代行会社が受付業務を行っていた数社の顧客とみられる情報を含め、10万件以上の個人情報が渡っていたことから、情報が代行会社の内部から不正に持ち出された可能性がある。
コンビニ	顧客データ 56万件	同社（外部に業務委託）が発行する会員カードの顧客情報（氏名、住所、生年月日、電話番号等）が社外に漏えい。委託先のコンピュータから抜き取られた可能性が極めて高いとのこと。個人情報が漏えいした会員に対し500円相当の金券を送付、対応コストは約3.8億円。また、社長以下5人の役員が減給処分となった。
ネット関連業	顧客データ 460万件	自社が運営するブロードバンドサービスの顧客情報が記録されたDVDにより、同社代理店の役員３名が同社を恐喝。DVDには住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の顧客情報が記録されていた。全会員に対して500円相当の金券等送付等の対応により、対応コストは約40億円、また社長以下3名の役員が減給処分となった。
金融業	顧客データ 8万件	同社が保有するクレジット会員約8万人分の個人情報（氏名、住所、職業、年収等）がDM会社2社に流出。情報システムの開発・運用委託先企業のサーバーから漏えいした疑い。同社はカスタマーセンターを設置し、情報流出に関する問い合わせに対応するほか、会員に対し1,000円の金券を送付。同委託先企業は2000年にプライバシーマークを取得する等、厳重なセキュリティ対策を実行していたにもかかわらず事故発生となった。
百貨店	顧客データ 6万5千件	同百貨店に勤務するコンピュータ技師が、同百貨店顧客である友の会会員名簿データ６万5千人分を無断で持ち出し名簿業者に販売。この技師に対し窃盗罪が適用された。
エステサロン	顧客データ 5万件	同社の顧客・アンケート協力者5万人分の顧客情報がネットに流出。被害者からの照会が相次ぎ、同社に対し謝罪と賠償を求めるための被害者弁護団が設立された。

保険金をお支払いしない主な場合

＜賠償損害・費用損害共通＞　次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
①被保険者の犯罪行為（過失犯を除きます。）
②被保険者の故意または重過失による法令違反
③被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為
④法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為
⑤法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
⑥初年度契約である場合において、保険契約者・被保険者が個人情報の漏えいの事実または漏えいのおそれが生じたことを保険期間の開始時より前に知っていたもしくは知っていたと合理的に推定できる事故
⑦継続契約である場合において、保険契約者・被保険者が個人情報漏えいの事実または漏えいのおそれが生じたことをこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前に知っていたもしくは知っていたと合理的に推定できる事故
⑧偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱い
⑨国または公共団体の公権力の行使（法令等による規制または要請を含みます。）による個人情報の差押え、収用、没収、破壊、開示等。ただし消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
⑩被保険者による不正アクセス、ゲリラ活動等の侵害行為または犯罪行為
⑪履行不能または履行遅滞　等

＜賠償損害ー基本リスク・求償リスク＞　次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害
①利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことによりなされた損害賠償請求
②被保険者が本人に対して利用目的もしくは利用目的の変更を通知しない、または公表しないことによりなされた損害賠償請求
③被保険者が第三者に個人情報を提供し、または個人情報の一部もしくは全部の取扱いを委託したことが個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
④被保険者が第三者と個人情報を共同して利用したことが個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
⑤被保険者が支出したと否とを問わない違約金に起因する損害賠償請求
⑥日本国外で提起された損害賠償請求　等

＜費用損害＞　次のいずれかに該当する費用または事由によって生じた損害
①この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料
②正当な理由がなく、通常の措置に係る費用を超えて要した費用
③法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を、弁護士に委任したことにより生じた費用（弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用を含みます。）
④記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等や記名被保険者のみが提供可能なサービス、商品等にかかる費用
⑤被保険者に生じた喪失利益　等

＜賠償損害ーネットワーク危険補償＞　次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害
①この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対して提起された損害賠償請求の中で申し立てられていた事由に起因する損害賠償請求
②電子マネー（出入金等金銭の情報を電子化した、現物の通貨と同様の働きをするものをいいます。）に起因する損害賠償請求
③ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害賠償請求
④対象業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て、製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求
⑤被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した（対価の有無を問いません。）情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求
⑥被保険者以外の者に管理を委託された、またはメンテナンスを行った（対価の有無を問いません。）情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求
⑦被保険者による誹謗または中傷による名誉き損または人格権侵害に対する損害賠償請求
⑧財物（貨幣を除きます。以下同様です。）の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）に対する損害賠償請求。ただし、記名被保険者からのコンピュータ・ウィルスまたはコンピュータ・ワームの感染による第三者の情報システム・ネットワークまたは電子情報の損壊に起因する場合を除きます。　等

ご契約の方法

1 この保険の対象

原則として個人情報を取り扱うすべての事業者が対象となります（事業者単位でご加入いただく必要があり、事業の一部のみの引受はできません。）。ただし、次の①～④の事業者は対象となりません。

①官公庁、地方公共団体、独立行政法人 ②株式公開を行っていない消費者向貸金業者 ③冠婚葬祭互助会 ④最近の把握可能な会計年度の売上高が5,000億円を超える事業者

2 支払限度額・免責金額・縮小支払割合の設定

損害の種類		支払限度額	免責金額	縮小支払割合
賠償損害	基本リスク 求償リスク	1事故・期間中限度額で、1,000万円～10億円の範囲内で設定します。	なし～150万円の範囲内で設定します。	100%
	ネットワーク関連リスク（オプション）			
費用損害	基本リスク	賠償損害の支払限度額とは別に、1事故・期間中につき3,000万円を上限とし、基本支払限度額の50%以内で設定します。見舞金・見舞品費用は個人情報1件につき500円を限度とします。	1事故10万円（変更することはできません。）	90%
	求償リスク	賠償損害の支払限度額、費用損害（基本リスク）の支払限度額とは別に、費用損害（基本リスク）の限度額と同額で設定します。	賠償損害の免責金額と同額で設定します。	100%

3 告知事項申告書の提出

次の①～③の事項について告知いただきます。

①保険料算出の基礎

貴社の把握可能な最近の会計年度における売上高（1年間分）。保険料確定特約をセットし確定保険料での引受となるため、保険料算出の基礎がわかる資料を告知事項申告書に添付してください。

新規設立等のため貴社の把握可能な最近の会計年度における売上高（1年間分）が存在しない場合

保険期間（1年間）中の見込売上高を告知願います。このように、「保険期間（1年間）中の見込売上高」により保険料を算出した場合は、保険期間終了後、保険料を確定するために必要な資料（実績数値の記載がある貴社作成資料の写しおよび当社様式による「通知書」）を遅滞なく当社にご提出いただきます。確定した売上高に基づき算出された保険料（最低保険料に達しないときは最低保険料）と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。

②電子データの取扱状況

個人情報を電子データでデータベースサーバー、バックアップサーバー（以下「サーバー等」といいます。）に保管する場合に、個人情報を保管するサーバー等にアクセスするためのＩＤ番号（identification number）・パスワード等の個人を特定できる認証方法の採用の有無。

③事故の有無

新規契約	告知時点において個人情報が漏えいしているおそれ（第三者に提供した個人情報が提供先において漏えいしているおそれも含みます。）、または告知時点から起算して過去3年間において個人情報漏えいの事実（第三者に提供した個人情報の提供先における漏えいも含みます。）の有無
更改契約	告知時点から起算して過去1年間における個人情報漏えい事故に関する保険金の受取り（請求中を含みます。）の有無

4 保険料

前記3①の保険料算出の基礎、事業種類、各種特約のセットの有無、支払限度額、免責金額、過去の事故発生状況、割引確認シート※のご回答内容等に基づき、個別に算出します。

※「割引確認シート」のご質問事項にご回答いただくことにより、情報管理体制の診断を行い、最大40%の割引が適用できます。

5 簡易リスク診断サービス（無料）

この簡易リスク診断では、個人情報の漏えいリスクならびに個人情報保護法対策に資する7項目について「個人情報管理チェックリスト」にご記入いただき、総合的な評価に基づき報告書を作成します。

管理項目別達成度

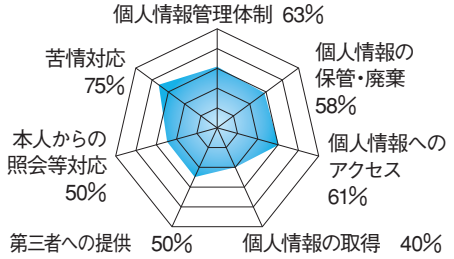

各項目の達成度の目安



各項目評価の解説

個人情報管理体制	個人情報管理の統括する責任者の任命、情報管理主体の明確化、取扱ルールの策定等の個人情報管理体制に関する項目の実施割合を示しています。
個人情報の保管・廃棄	情報主体から預かった個人情報を保管・管理する場合もしくは使用完了等により不要になった個人情報を廃棄する場合に実施すべき項目の実施割合を示しています。
個人情報へのアクセス	情報主体から預かった個人情報を利用する場合におけるアクセス権の設定、認証方法、操作の監視、持ち出し制限、使用状況の監査等の取扱方法における実施割合を示しています。
個人情報の取得	個人情報を収集する場合の手続きや情報主体からの同意の取得等の、個人情報保護法への対応も含めた個人情報を取得する場合に実施すべき項目の実施割合を示しています。
第三者への提供	情報主体から預かった個人情報を委託先に提供する際の情報主体へのアナウンス方法、委託先との契約方法等、個人情報を第三者へ提供する場合に実施すべき項目の実施割合を示しています。
本人からの照会等対応	照会対応窓口の設置・公開、対応マニュアル、記録の保管等の情報主体からの照会時（個人情報の開示・訂正・削除等）に対応する為に必要な事項の実施割合を示しています。
苦情対応	苦情対応窓口の設置等の情報主体からの苦情に対応する為に必要な事項の実施割合を示しています。

簡易リスク診断結果（評価報告書）ご提供までの流れ

貴社より個人情報管理チェックリストのご提出 → 当社にてご記入内容に基づきリスク診断 → 個人情報管理リスク評価報告書のご提供

ご契約時にご注意いただきたいこと

1 お申込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください。

(1)商品の仕組み

個人情報プロテクター	専門事業者賠償責任保険普通保険約款 ＋個人情報プロテクター特約 ＋各種特約

(2)補償内容

①保険金をお支払いする主な場合
2ページ記載の「保険金をお支払いする主な場合」のとおりです。
②お支払いする保険金
3ページ記載の「お支払いする保険金」のとおりです。
③保険金をお支払いしない主な場合
4ページ記載の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおりです。

(3)被保険者

記名被保険者(保険申込書の記名被保険者欄に記載された方)のみが被保険者(保険契約により補償を受けられる方)となります。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

(4)保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件(支払限度額・保険金額、免責金額の設定)

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用等を含めたすべての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。
免責金額は、保険金としてお支払いする一連の損害賠償請求ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。
お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄または「免責金額」欄にてご確認ください。

(6)保険料

保険料(保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。)は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。
保険料が売上高等の実績数値に対する割合によって定められる場合は、ご契約の際に、保険料を算出するために必要な資料(実績数値の記載がある保険契約者(または被保険者)作成資料の写しおよび当社様式による「告知書」)を当社にご提出いただきます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(7)保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払とがあります。分割払の場合、一時払に比べて保険料が割増となります。なお、保険料が20万円以上となる場合には、割増なしで分割払とすることができます(大口分割払)。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(8)満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(9)解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。ご契約後にご注意いただきたいことの「2.(2)解約と解約返れい金」をご参照ください。

2 ご契約時に告知いただく事項についてご注意ください。

保険契約者および被保険者には、ご契約時に保険申込書(当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)。

保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。
詳細は、「重要事項のご説明」をご確認ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1 損害賠償請求がなされた場合のお手続について。

(1)損害賠償請求がなされた場合の当社へのご連絡等

損害賠償請求がなされたとき、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知ったときには、直ちに次の事項を取扱代理店または当社にご連絡ください。

○損害賠償請求を最初に知ったときの状況
○申し立てられている行為　○原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189(無料)へ
(事故は いち早く)

(2)保険金のご請求時にご提出いただく書類

当社に事故のご連絡をいただいた後に、保険金をお受取りいただくための手続(保険金請求手続)が必要となります。万一の事故の際は、当社より改めてご説明いたします。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(3)示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

(4)先取特権について

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2 ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください。

(1)ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務)

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、あらかじめ(事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

◇保険料算出の基礎数値の変更(増加または減少)が生じる場合
◇ご契約時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご契約後、次に該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。

◇ご住所の変更等、保険証券に記載された事項を変更する場合
◇特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

(2)解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

■解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(図をご参照ください。)分よりも少なくなります。

たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

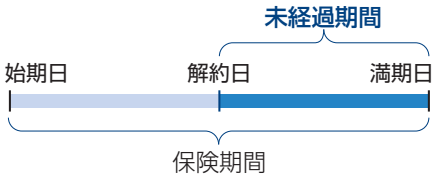

■ご解約に伴い、保険料のお支払状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間にお支払いいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいたときには、その保険料をお支払いいただく必要があります。

■保険契約を解約される場合、お払込みいただいた保険料が最低保険料(保険証券に最低保険料の記載がない場合には5,000円)未満のときは、その差額をお支払いいただく必要があります。

3 保険料の精算および保険料算出のための確認資料について。

保険料が売上高等の見込数値に対する割合によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります(注)。保険料の精算の際に、保険料を算出するために必要な資料(実績数値の記載がある保険契約者(または被保険者)作成資料の写しおよび当社様式による「通知書」)を当社にご提出いただきます。実績数値に基づき算出された確定保険料(最低保険料に達しないときは最低保険料)と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。

(注)ご契約を解約される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

その他ご注意いただきたいこと

<保険会社破綻時等の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<共同保険>

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

<その他>

○ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページをご覧ください。

○取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

○このパンフレットは「個人情報プロテクター」の概要をご説明したものです。詳細は普通保険約款および特約等をご覧ください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

○保険契約者と被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なる場合には、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

○ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

【受付時間】
平日　9:00~20:00
土日・祝日　9:00~17:00
(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は　いち早く
0120-258-189(無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会　そんぽADRセンター

0570-022-808【ナビダイヤル(有料)】

【受付時間】平日 9:15~17:00

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

当社について、もっとお知りになりたい時は！　三井住友海上のホームページ　http://www.ms-ins.com

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2

お客さまデスク 0120-632-277(無料)
受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)
http://www.ms-ins.com

● ご相談・お申込先

83238-2　1　2011.9　(修)